

〔研究ノート〕

江戸時代知識人の壬辰倭乱批判

—— 貝原益軒と乳井貢の場合 ——

仲尾 宏

ノート概要

江戸時代の徳川政権下では前代の豊臣秀吉政権の起こした朝鮮侵略戦争、すなわち壬辰倭乱に対する批判論は少なかつた。その中で福岡藩の学者、貝原益軒と津軽藩の乳井貢の二人は儒教的な道德理念から明確に秀吉のはじめた対外戦争が道理にはずれ、人民を苦しめただけであつた、と批判している。その時期は一七世紀後半から一八世紀前半のことであつた。そのあとの一八世紀後半からは国学思想などによって日本神国論が台頭し、この二人のような論はみられなくなつた。この二人の論点を明らかにし、その意義を問う。

はじめに

徳川政権が支配者であつた江戸時代においては、前政権が実行した朝鮮侵略（文禄・慶長役）に対する批判的視点をもつた知識人は数少なかつた。国学が勃興し、前近代的なナショナリズムが高揚してくる一八世紀中葉以前、すなわち「太閤の軍役」の記憶がまだ人びとの間に上下を問わずその痕跡が残つていた時期でも、それは「軍功」として語られることが多かつた。そのような思想状況の中で雨森芳洲が『交隣堤醒』において豊臣秀吉の始めたあの戦争は「無名の師を起し、両国無数の人民を殺害せられたる事に候へば、其の暴悪を」と明確に批判したことはつとに知られているが、そのような例は僅少であつた。

一代の碩学であり、幕府の要路者であった新井白石も「東照宮、前代の非を改められ」（『朝鮮聘使後議』）とはいうが、その表現は主体的ではなく、国交回復の経過の中で徳川政権または対馬藩がそのような言質を朝鮮側に与えたことを指しているのみである。

そこで本論では、雨森芳洲以外の人物について、「壬辰倭乱」を明確に批判していた数少ない事例をとりあげることとする。

一・ 貝原益軒の場合

貝原久兵衛篤信（益軒）（一六三〇～一七一四）は筑前黒田氏の福岡藩儒であった。若くして好学の士であり、藩主の侍講となり、重用された。彼の朝鮮との関わりについてはいえば、まず藩領に漂着する朝鮮船乗員との筆談調査を課せられたことである。そして一六八二（天和二）年の藍島での通信使接待の時には藩主の命により甥の貝原好古や彼の門人とともに一行随員の書記・李聃齡（鵬溟）と儒学に関する問答を行い、また詩文の贈答（同年に『倭韓筆語唱和』として刊行）をしているが、益軒の詩文を一行の押物通事で漢学訳官の金指南は「文人賛美せざるはなし」と評している。次の一七一（正徳元）年の場合益軒はすでに八二歳の老齢であり、面会は叶わなかったが弟子の竹田春庵らに対して筆談の場合の語句の訂正、また朝鮮の文物に関する質問事項などを準備している。

それらの事跡に先立って益軒は一六七（寛文一）年に藩から『黒田家譜』編纂の命を受けた。幕藩体制の安定とともに、藩祖たちの功績を記録し、後の藩政に役立たせるとともに幕府に対する藩の功績を誇る手だてとしようとしたものである。歴史研究に一方ならぬ興味をもっていた益軒は藩命をまたず既に資料収集も行っていたようであり、編纂事業は順調に進み、一六七（延宝六）年には全二巻の『黒田家譜』が完成した。この『家譜』はそのちも度々改訂を重ね、一六八七（貞享四）年には改正本が成立した。その間も益軒は常に改訂作業の準備をしていたようで、『家譜』に関連した『黒田家臣由来記』三巻、『黒田記略』三巻などを著述している。さらに一六八八（元禄元）年四月には「改正本『黒田家譜』を前藩主光之と藩主綱之に献じ、五〇両を賜ったことが判明しており、益軒存命中の『家譜』はこの年の著作が一応、完成本とみられよう。

さて『家譜』であるが、博学で史料博搜に手間を惜しまない益軒のことであり、また若年より本草学や医学・薬学にも強い関心をもっていた益軒のこととて、その叙述は冷静、かつ客観的な評価に耐えられるものを志し、藩外の史料をも参照していたふしがあり、単なる「軍記物」や

軍功談・名君伝にとどまっていない。また一次史料の引用も各所にみられる。本論の主題である壬辰倭乱に関して例を示そう。一五九八（慶長二年）、秀吉死去後、明の大軍が撤退しようとする日本の軍勢を追撃する恐れがあり、一時は徳川家康も渡海して明軍と一戦を交える覚悟を決めていた。が、その後島津軍の働きなどによってそのことは杞憂に終わったので加藤清正と相談して釜山まで撤退するよう在陣中の黒田甲斐守長政に対して家康からの直接の指示があった、という一件を詳細に述べている。その長政宛家康の書状が次ように本文中に引用されている。（『家譜卷之八』貝原益軒全集第五卷）

御折紙披見祝着の至候。仍大明人数出候由承無御心元候處、差儀無之由令満足候。其表主計頭有御談合、釜山浦迄被引執儀專一存候。委細使者可被申候條不聞能具候。恐々謹言

尚以其元様子依無御心元、藤堂佐渡守爲案内者被越事候。以上

十月二十七日 家 康 御書判

黒田甲斐守殿

すなわち、長政の不安な心情はすでに藤堂高虎の使者より訊いているという家康の配慮を述べたものである。勿論、『家譜』は如水・長政父子をはじめとする歴代藩主の功績を讃えることを目的としているから「如水朝鮮に居て、謀を出し民をなづけ、戦をつとめ、敵を退け給ふこと、其功甚し。又長政朝鮮にて度々の軍功莫大にして」という表現をとることはやむをえなかつたであろう。

益軒のこの戦争に対する史観または見方は次の三個所の叙述に集中的にあらわされている。少々長い引用になるが、その全文をみよう。そのうち第一の個所については、本論の二節で改めて触れる。（『家譜卷之六』貝原益軒全集第五卷）

凡軍を起すに五の品あり。第一に亂をすくひ、暴をうつは義兵なり。是武を用るの本意也。第二に敵國よりみだりに我國を侵す時、やむ事を得ずして起こすを應兵といふ。是又義理にそむかず。第三に細事を争ひ、恨みて戦を起こすは忿兵也。是忿によつて起こす兵也。第四に人の國郡をむさぼり取んために起すは貪兵也。是利欲より起る。後代の軍を起すは、多くは人の國郡奪わんがため也。故に貪兵多し。第五

に我が武威を敵に見せん爲に起すは驕兵也。和漢古今兵を起すの故多しといへども、此五には出ず。此五の内義兵と應兵とは、君子の用ゆる所なり。餘の三の者は、道理に背く故、君子の用ひざる所也。兵は國家の大事、治亂存亡のかゝる所、敵見方の士卒萬民を殺して、天道の惡み給ふ所なれば、義兵應兵にあらずんば、妄に發すべからず。今度太閤のとなき朝鮮を討給ふは、義兵にあらず。若貪兵ならば君子の戰にあらずと、時の人議しあへり。

第二の個所は耳斬り、実は鼻斬りにかかわる秀吉の不知知のことである。益軒は神功説話などを枕にして京都に築いた「耳塚」のことを記述しているが、その趣意は以下に見るように秀吉の出兵がいたずらに人を殺すことに終始した、という解釈である。これは益軒が徳川政権下にあつて、徳川家康と対比して前代の始めた対外戦争の非を強調するために述べたこととはいえ、壬辰倭乱全体の批判につながっているとみるべきであろう。〔家譜卷之七〕貝原益軒全集卷之五)

秀吉公其賊をあつめて京都へのほせ、大佛の前に埋めて耳塚をつかせらる。(中略)

神功皇后新羅を征伐し給て歸陣の時、此國香椎の里に止り給ひ、賊塚をつかせ給て今にあり。又もろこしに敵の死骸を多くつみて、其上に土を高く封して是を京觀きやうくわんと名づく。京觀とは大にしめすといふ意なり。敵に打勝て其のしるしを殘し、吾子に先祖の武功を忘れざる様に、大にしめすとなり。秀吉公賊を獻せしめ、耳塚をつかせ給ふ事は、是に似たりといへども、その兵を用いられし道は異なり、惡逆をなし國を妨げ民を害する者を亡して、永く子孫に武をしめすは、古の道なり。又武といふ文字は止戈とかきたれば、武を用いて敵をうつは、亂をしづめ民をやすんじ、戈をやめんがため也。人の國をむさぼりて、人を多く殺すを武といふべからず。天道は生ずるを好み、殺す事をにくみ、善に福し、惡に禍し給ふ。

善惡の報應は、必然の理なり。うたがふべからず。こゝを以、古より和漢ともに人を多く殺せし將は、必家亡びて子孫つゝかず。天道おそるべし。戰に臨んで人を殺すは、やむ事を得ずしてなり。人を殺す事を好むにあらず。人を多く殺さずして、敵を服するを良將といふ。朝鮮の松雲が四溟堂集に秀吉は好殺人聞見畏之。家康は人を殺す事を不好して人皆服之、且秀頼の存亡未可_レ知と書しは、げにもとぞ覺え侍る。

○其後太閤より耳をば切べからず。鼻をかきて指上候へとぞ仰付られる。

第三の個所は一五九七（慶長二）年、秀吉が明との和議において、朝鮮南四道の割譲などの条件が容れられなかったことに対して、再度の侵略戦争を企てたことに関する論評である。益軒はここで再度の戦争開始に対する人びとの感情を「其のはていかあらんと、心ある人はなげきあへり」という言葉で表現しているが、率直な厭戦感情が横溢していたことを適切に言い当てているといえる。（『黒田家譜巻之八』『益軒全集』巻之五）

慶長二年、如水五十二歳。長政三十歳。

○秀吉公去秋朝鮮と和議をやぶり、來春はふた、び朝鮮をうつべきよし、西國の諸將に命じ給ひしかば、下知をうけし諸人又朝鮮に渡るべき軍用意を専にす。あら玉の年たちかへり、天地の和氣行る、時なれば、民をめぐみ、仁を施し給ふべき折なるに引かへて、うつべき故なくして、ふた、び我より兵をおこし給ふ事、天地の道にそむき給へば、其はていかあらんと、心ある人はなげきあへり。

（以上の引用はいずれも益軒会編『益軒全集』国書刊行会発行 一九七三年。『黒田家譜』はそののちこの刊本をもとに、川添昭二校訂『新訂黒田家譜』として一九八三年に文献出版からあらためて刊行されている。）

以上あげた三個所において益軒は壬辰倭乱とその戦場での秀吉麾下の日本軍の戦闘行為が「君子の戦にあらず」、すなわち忿兵であり、「人の国をむさぼりて、人を多く殺すを武とはいふべからず。天道は生ずるを好み、殺すことをにくみ、善に福し、悪に禍し給ふ」、また再戦についても「天地の道にそむき給へば、其はていかあらんと、心ある人はなげきあへり」と当時の風評に仮託してではあるが道理のなかったことを強調している。これらはその後の豊臣政権の滅亡を見た上での論評であるにしろ、壬辰倭乱全体が無益・無体な行為であったこと、とりわけ「人の国をむさぼりて」というように対外侵略戦争に理がない、ということを確認に述べているのである。またその論拠を「天道」という儒教的倫理に求め、人倫に反する行為ではないか、と問うている。益軒が篤実な朱子学の徒であったことがこのような論拠を用いたことにつながっている。藩命によって、藩祖の黒田官兵衛孝高、その子甲斐守長政の功績を軸に『家譜』において朝鮮役を叙述することが益軒の使命であったのだが、

以上みてきたように、歴史学者としてこの戦争をどのようにみるべきか、という視点をなんとか取り入れようとした工夫がここに窺える。これには日本に当時存在した壬辰倭乱に関する諸史料だけでなく、朝鮮側の史書も参酌したふしがある。

二、『黒田家譜』と柳成龍『懲毖録』序文との比較

さて先に紹介した益軒編纂の『黒田家譜』巻之六の『春秋左氏伝』などの中国古典を引用したと思われる五つの用兵論は、壬辰倭乱直前に来日した朝鮮通信使の正使であり、後に領議政に進んだ柳成龍の著『懲毖録』の益軒の序文と瓜二つであることは明らかである。まずその序文をみよう。

伝曰、用兵有五、曰義兵、曰応兵、曰貪兵、曰驕兵、曰忿兵、五之中、義兵與応兵、君子之所用也。伝又曰、国雖大、好戦必亡、天下雖安忘戦則必危。好與忘二者、可以不戒乎哉。曩昔、豊臣氏之伐朝鮮也、可謂貪兵兼驕與忿、不可為義兵。又非不得已而用之、所謂好戦者也。是天道之所惡、其終亡者、固其所也。

すなわち、「伝に曰く」としてこの五つの用兵論が益軒の独創でないことをことわりつつ秀吉の兵が貪・驕・忿をかねた兵であつて義のある兵でないこと、またやむを得ず出兵したものでなく、所謂戦を好むものであつたにすぎない、とのべている。『家譜』の文章はこのことを平易に書き改めると同時に、秀吉が「とがなき朝鮮を討ち給ふは義兵に非ず、もし貪兵ならば君子の戦にあらず」として「天道の憎むところ」と同義の用語で説明している。そして末尾に『家譜』では「時の人議しあへり」という言葉を補つて益軒自身の主張とせず、やや曖昧な表現にしている。このことはこの文章が益軒の主観的主張であるととられることに対して周到な煙幕を張つておいたのであろう。このあとの文章で益軒は朝鮮が十分な防備体制がなく、危機に陥つたことについての柳成龍の反省の書であることを説明し、また日本国内の書としては堀正意（杏庵）の『朝鮮征伐記』をあげてこの二書を見ることによつて「実録」とするに足りる、としている。この杏庵の書は一六五九（万治二）年に刊行されたものであるが、その題名ほどには一方的な記述ではなく、かなりの部分で史実にも足をおいた絵入り読み物である。また益軒がこの主張の根拠としている「君子の道」「天道」とは彼が『五常訓』一七一（宝永八）正徳元）年刊行）で論じている孔孟、そして朱子の説による為政者のとるべき政道のありかたに則していることは疑いなかろう。文禄・慶長の時代には秀吉の対外軍略に対するひそかな批判や厭戦気分があつたとしても、

儒教的徳目からする批判はまだなかった筈であるから「時の人議しあへり」という表現は益軒の作為であったとみるべきである。しかしそうだからといって、この『家譜』や「序文」にこめられた思想の意義が失われるものではない。

ところでこの『懲愆録』序文は一六九五（元禄八）年に京都の大和屋伊兵衛が出版したものであり、益軒がその前後に執筆したものであることは一秩四冊にとじられた『懲愆録』の巻之四大尾に「元禄八乙亥年正月 日 京二条通 大和屋伊兵衛写板」の文字、および「序文」末尾の「元禄乙亥七種 後学筑前州貝原篤信義」の名が書かれていることでもわかる。この年、六六歳の益軒は四月下旬に出京し、同年帰国している。（前出文献出版本『全集』第一巻「益軒先生年譜」ほか。）したがってこの時、大和屋の求めによってこの「序文」をしたためたものであろう。だが益軒はこの時『懲愆録』をはじめて目にしたのではなさそうである。というのは「序文」中に出てくる掘杏庵『朝鮮征伐記』の出版はその三六年前のことである。また益軒の第二次の『家譜』改訂版である「貞享本」は一六八七（貞享四）年に完成しているから、その時までには益軒はすでに『懲愆録』を読んでいたことは間違いなからう。中村栄孝『日鮮関係史の研究・中』（一九六九年吉川弘文館）によるとこの書は対馬ルートでかなり早くから日本にもたらされていたが、その経緯はなお不明、とししつとも一六九三（元禄六）年に京都で出版された松下見林の『異称日本伝』に『懲愆録』の内容が引用されていることに注目している。また先の『年譜』によれば万治年間以降、益軒はこの松下見林と親交を深めていた、というからあるいは見林から本書の存在を教示された、とも考えられる。この『異称日本伝』は一六八八（元禄元）年、松下見林が序文を認め、上・中・下三巻一五冊のうち、下巻に『東国通鑑』『三国史記』『経国大典』などの朝鮮書目を編入し、その最後の「巻下四」に『懲愆録』を『海東諸国紀』などと共に編集していた。実際の開板は一六九三（元禄六）年である。いずれにしても若いときから向学心が盛んであった益軒は何度にもわたる京都や長崎への出張や居住期間を含めて書肆を尋ね廻って文字通り万巻の書冊を収集、かつ読破していたから、その間に『懲愆録』を直接入手することは十分可能であっただろう。そして『家譜』編纂の際、秀吉の「朝鮮役」の部分に己の戦役観としてその見解を挿入した、とみてよく、後に京師でこの書が刊行され、序文を求められたときも喜んでその刊行序文を引き受けたのではないだろうか。

なお一点を補足すれば、一七〇〇（元禄一三）年、前藩主の光之が家臣をよび、先年の『家譜』は信長・秀吉時代から家康・秀忠期までの史料が漏れていた、家臣の記録の中には文言拙いものも多いので改正するように申しつけ、「所々久兵衛（益軒）書評を加へ、篤信おもへらくな」と申所之有、後評は所詮除候而可然と被思召」と申し渡した。『新訂黒田家譜代附録』（前出文献出版本）これに対して益軒は「如御意古來之記録のこたく相心得書立候筈二候」と弁明し、「後序」に書立の趣旨を述べていると弁明した。この一件について井上忠『貝原益軒』（人物叢書

一九八九）では「益軒引用の中国・古語が削除されたことには強く反対して『一代限りの用ではなく後の理解を容易にするためであり、また文勢の上から引用せずには叶わぬ所』と主張し、「現行本を見ると彼の主張は叶えられているようだ。随所に故事引用の道学的評価がなされているのは、朱子学にたち、歴史を政治に資する鑑とする彼の立場からは当然のことであった。」と擁護している。壬辰倭乱に関する益軒の叙述個所もその一部であることは当然とみてよい。

三．乳井貢の場合

乳井建福（貢）（一七一―一七九二）は陸奥弘前の津軽藩の重臣であった。この藩はもとは五万石にも満たない小藩であったが、次第に増え、また新田開発の効果もあって一九世紀初頭には一〇万石となった。貢は若年の時、小納戸役、近習小姓などの役にあったが、その間に中国の史書、論語・孟子ほか七経などを読破し、これらは「悉く天下国家の治道を授くる書也。是を立て用ひされば四海の内治道の術意を鏡すべき書なし。故に七経を披て一たび是を学べば治道の故を照らし得ること太陽星の東に出る如く、是を失ふ時は太陽星の西に入るが如し。」（『志学幼弁』巻之五）といつて、その儒学思想を単なる教養や訓誥の学にとどめず、治国平天下の教理として実践の指針に用いようと志していたようである。

一七五四（宝暦四）年、数年前から五穀稔らず、津軽藩は飢饉に見舞われ、藩財政もまた危機に陥っていた時、貢は「御元司職御側兼帯側用人」に取り立てられると即刻藩御用商人の藩に対する借用証文を焼き捨て、兩三年中の皆済を約束する一方、上方への廻米を藩内に残させるなどの大がかりな財政改革を行つて藩政を一度は再建した。しかしその過激な政策によって生じたひずみの責任を問われて失脚、その後また勘定奉行として復活するも、朋輩衆の反発により再度失脚という運命の激変を再三味わつた。要するに、激情家で俊敏針のごとき言行であつたため、長期的な展望に立つた施策ではなく、また上下の信頼関係を作り上げていくことにも不向きな人柄であつたらしい。藩主より蟄居を命ぜられた後は不便な地に隠棲して近隣の者たちに教育を施すことと、著述に専念することに徹した。

彼の主著の一つであり、本論でもとりあげる『志学幼弁』全一〇巻はそのような隠棲生活中の一七六四（宝暦一四）年に著わされたものである。時あたかも朝鮮通信使を江戸へ迎えた年であるが、彼にも津軽藩にもそれにかかわる出番はなかつた。貢の唯一の異域の人びとのかかわりは藩の要路にあつたとき、藩領の外が浜に居住していたアイヌの人びとを日本人同様の身分に編入し、「同化」政策を執行したことである。これは

一七五六（宝暦六）年のことであつたから、その功罪はともかく、当時としては先鞭的な政策であつた。

さて、貢の名著『志学幼弁』の中で彼は「雜問」という章を設け、その中で二つの注目すべき論を展開している。そのひとつは約六〇年以前におきた赤穂浪士による幕府高家の吉良義央邸乱入事件のことである。貢によるこの事件の評論は次のようである。

「或人ノ曰、近世赤穂ノ家臣四十七士亡君ノ仇ヲ報シ武名天下ニ塞ル忠義ノ士ト謂ツヘシヤ、曰是不祥ノ臣也。俗間ノ見ル所ヲ以テ従ヘハ忠義ト評すも亦可也。何ヲ以テ衆俗ノ口ヲ禁ズベキ、衆俗ハ四十七士ノ哀情ヲ感シテ是ヲ忠義ト云フノミ。武道正義ノ実ヲ察スルニ足ラズ。」（中略）

「然ルニ唯タ君ノ鬱憤 忿怒ヲ繼テ咎ナキ大人ノ家ニ乱殺シ主君ノ罪ヲ十倍スルニアラズヤ。吉良子ノ悪ヲ悪ムコトハ衆人一同也。故ニ衆情皆四十七士ヲ以テ恵ム。是ハコレ私也。君子ノ従フ所ニアラス。故ニ君子ノ誅ヲ免レズ。君子ノ誅ヲ免レサル者ヲ忠義ノ名ヲ許シテ可ナランヤ。故ニ不祥ノ臣トフ。衆俗ハ其正義ヲ執ルコトナク唯タ惜ムニ堪スシテ縦ニ名ヲ付ケ書ヲ著シ文ヲ飾リテ以テ相ヒ伝テ止マス。（以下略）」

貢のこの論はつまるところ君臣の關係は「国家人民社稷ノ勤メヲ以テ天命ノ大順ヲ尽ス所以」であるから、四十七士の行動は非義の義である、君臣の義というならば「吉良子ヲ討タズシテ主君ノ廟所ニ於テ各死シテ恩義ヲ報シ以テ義トスヘキ」というのである。武士道の道德論としても、また歴史的事実に対する評価としても堂々の論陣であるといつてよからう。

この論法は豊臣秀吉の評価についても同様の論点から出発する。すなわち秀吉は匹夫の出自であるにもかかわらず「武威四海ヲ鎮メ官位人臣ノ富貴ヲ極メ且ツ朝鮮ヲ討チ明朝ヲ亡シ以テ日本ニ合セント謀」ったので人はその器の大きいこと、「武門万世ノ大鑑トス。此言信ナルカ。曰是レ人の幸甚ナル者也。何ソ武道正義ヲ以テ論ズルニ足ランヤ。」という。

右の論に対して貢は次のように反論する。

夫レ太閤ハ武道ヲ耻玉ハス且ツ其器少シモナシト云ヘシ、唯タ生質ノ氣象大氣才智ナル人ナルヘシ而シテ幸ニ勢ヒヲ得タルマテノコト也、或人ノ曰太閤何ヲ以テ武道ノ正義ニ耻スト云ヤ、曰夫レ武道ノ正義ハ人ヲ教テ罪ナキヲ殺サス威儀白刃ノ如クシテ物ヲ傷ラス萬物ヲ制節シテ治テ以テ天地ノ化育ヲ贊ケ鬼神ヲ敬シテ天ニ事フル者也、凡ソ士武ノ萬事千行皆是ヨリ序テ其道ヲ訂シ其義ヲ見ヘシ、然ルニ朝鮮大明吾カ朝ニ對シ何ノ罪有テ武ノ征伐ヲ加シヤ、夫レ死罪ニ極マル匹夫スラ天子三宥シテ是レヲ誅スルハ已ムコトヲ得サルノ制禮也一人ノ罪人タ二人ヲ殺スラ天下ノ大事トスルハ天民ヲ恐ル、故也、然ルヲ況シヤ罪ナキ異域ノ人幾千萬ヲ殺シ土地ヲ奪テ吾カ富トセンコト無道ノ至ナラ

スヤ、夫レ民家ニ押シ入テ妻子家僕ヲ劫シ財寶ヲ亂奪スルヲハ是ヲ強盜ト云テ武家はレヲ征伐シ其罪ヲ罰スルニアラスヤ、太閤ハ異國ニ押シ入り人ノ妻子家僕ヲ暴殺シ家國ヲ亂奪シテ吾カ有トセントス小大異ニシテ實ハ盜賊ノ業也、大臣武將ノ尊キヲ以テ異國ニ對シ吾カ神國ヲ盜賊國トセントス豈耻ヲ知り玉フト云ヘキヤ

以上の文の前後に貢は二つの中国古典の引用をしている。その一つは管子で、君子の大なるは必ず天に則しているが、小心の者は義を畏れ、大心に然らず、則ち慢にして暴、則ち淫に傾く、という説である。もう一つは孔子の説で齋の管仲は桓公を助け、天下を匡した時には補佐役に徹しました桓公は諸侯をただして合するに兵車を用いなかったことは管仲の力であり、それは仁徳であった、とのべている。これに対して秀吉の戦はその対照的な戦ではなかったか、という論である。すなわち、秀吉の戦が暴慢であったこと、いたずらに人民の被害をもたらしたことは秀吉に義の觀念が乏しかった、という。これは後代の見解、そして儒教的觀念からする批判ではあるが、権力者、為政者の政治に対するこの時代の批判的基準のありかたをのべている、といえよう。

おわりに

貝原益軒、乳井貫の二人が壬辰倭乱に対して批判している共通の思想的立場はいうまでもなく、儒教の義と仁という基準である。それは十七世紀から十八世紀の徳川時代の人びとの知的レベルの高揚の中で規範として確立されてきたものであった。そうでなければ秀吉の外征に対する思想的批判はあり得なかつただろう。ここに儒教思想が現実の政治・軍事に対して一定の規範を提出するものであったことが窺える。

そして、二人の批判が国境をこえる戦争に対する批判に及んでいることももうひとつの特徴である。それをなさしめたのはそもそも儒教という思想自体が東アジア社会において国境・民族や個々の王朝の支配の枠組みをこえる倫理性を持っていたからであろう。

益軒が生きて仕事をしていた十八世紀初頭までの日本社会、そして当時の辺境にあって十八世紀中葉の、徳川政権下の社会的矛盾がまだ全国的に顕在化しなかつた貢の場合にからうじてこのような壬辰倭乱に対する批判的視点が存在し得たというべきであろう。

その後は国学思想の台頭にみられるように、社会の危機意識は日本民族の優位性と近隣の東アジア諸国・諸民族に対する蔑視感をともなった

偏りをもったナシヨナリズムに浸食されてゆく。

(乳井貢の壬辰倭乱の所説の存在については尹達世氏のご教示による。記して謝意を表したい)

(注)

『懲愆録』は目録稿本が影印本として『朝鮮史料叢刊』(一一)に一冊で収められている。また『朝鮮群書大系』(統統)(朝鮮古書刊行会全七九冊)一に刊本として収録されている。朴鐘鳴訳注『懲愆録』平凡社東洋文庫版は二六九五(元禄八)年の京都二条大和屋の四巻本を底本として、上記の群書大系本などを参照して校閲し、草稿本を参考として現代日本語訳文として完成されたものである。

引用・参考文献

- 雨森芳洲『交隣堤醒』(雨森芳洲全集四、および芳洲会 一九九〇年)
 新井白石『朝鮮聘使後議』(全集第四卷 国書刊行会 一八八二年他)
 金指南『東槎日録』(辛基秀・仲尾宏編集『大系 朝鮮通信使 第三卷 明石書店 一九五五年 所収)
 益軒会編『益軒全集』全八巻(国書刊行会 一九七三年)
 『黒田家譜』(文献出版 一九八三年)
 『月原益軒・室鳩巢』(日本思想大系三四巻 岩波書店 一九七〇年)
 井上忠『月原益軒』(人物叢書 吉川弘文館 一九八九年)
 李元植『朝鮮通信使の研究』(思文閣出版 一九九七年)
 柳成龍『懲愆録』(京都市立大学図書館蔵本 京二条大和屋刊 元禄八年)
 古川哲史『英雄と聖人』(日本倫理思想研究 第三巻 福村書店 一九六八年)
 『乳井貢全集』全四巻(乳井貢顕彰会 一九三五年)より「津軽名臣伝」中道等「乳井貢小伝」
 『国史大辞典』(吉川弘文館 乳井貢の項 長谷川成一)